

公益財団法人ウツミ記念財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ウツミ記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子供達の健康を向上させる活動に対し、援助すること等により、児童又は青少年の健全な育成を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の子供達のスポーツ、教育などを通じた健全な発育事業に関する助成
- (2) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の設立に際して、設立者は、第4条の目的事業を行うために不可欠なものとして、現金300万円を、基本財産として拠出する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第7条 この法人は、評議員会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に当該事業が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の制限)

第10条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評 議 員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人（過去に使用人となった者を含む。）

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのある者にあつては、その代表者又は管理者）又は業務を執行する社員である者

ニ. 次の団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 14 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評 議 員 会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の評議員が互選により議長となる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により合意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第 18 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 19 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別な関係のある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行をする。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めたところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認められるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを評議員会及び代表理事に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第 21 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期終了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 28 条 役員は、次のいずれかに該当するときは、いつでも評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第 29 条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引を行ってはならない。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第 31 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でない者に限る。）及び監事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 30 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 32 条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理 事 会

(理事会)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委託することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第 31 条第 1 項の損害賠償責任の免除

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 1 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から代表理事に対して召集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 第 1 項の規定により、作成した議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会運営規則)

第 43 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 44 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 第 5 条で基本財産と定めた財産

(2) 評議員会で、基本財産とすることを決議した財産

(3) 公益法人への移行日以降に基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益法人への移行日以後に寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第 45 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(会計原則等)

第 46 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において、評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決により変更することができる。

2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 48 条 この法人は、評議員会において、総評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産額の贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要のあるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事、評議員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員名簿（及び評議員の異動に関する書類）
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告等
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 57 条 この法人の公告は、電子公告による。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補 則

(株主権の行使)

第 58 条 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において、理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式割当増資の応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 14 章 附 則

(設立時評議員)

第 60 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

評議員	打 海 英 敏
評議員	大 方 幸一郎
評議員	高 垣 英 二

(設立時役員等)

第 61 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

理 事	打 海 啓 次
理 事	森 岡 伸 明
理 事	栗 栖 達
代表理事	打 海 啓 次 (住所：広島市中区東白島町 19 番 87-510 号)
監 事	石 橋 三千男

(最初の事業計画等)

第 62 条 この法人の設立当初年度の事業計画、収支計画書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、設立後速やかに作成する。

(最初の事業年度)

第 63 条 この法人の最初の事業年度は、設立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

(設立者の名称及び住所)

第 64 条 設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 広島市中区上幟町 8 番 26 号

設立者 ウツミ物産株式会社

(法令の準拠)

第 65 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人ウツミ記念財団の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

設立者 広島市中区上幟町 8 番 26 号

ウツミ物産株式会社

代表取締役 打 海 寿 子

平成 3 1 年 3 月 1 4 日 制定

令和元年 1 2 月 1 日 改正

令和 2 年 1 月 1 4 日 改正